

# CaN International NEWS

2022.7·8月号 Vol.55

国際会計事務所

CaN International 東京事務所 発行 東京都中央区日本橋茅場町1-9-2 第一稲村ビル7階

# 弊社ディレクターの高辻大史会計士が 『M&Aコンサルタントの履歴書』 月刊『コロンブス』で紹介されました!



株式会社ビジエコが運営する「M&Aコンサルタントの履歴書」に弊社ディレクターの高辻大史が紹介されました(サイトはこちら)。記事には日本国内ならびにクロスボーダー案件に係るM&A業務で培った体験等が紹介されています。

また、月刊『コロンブス』 2022年7月号(東方通信社)においても高辻のインタビュー記事「内需が拡大中のタイを拠点にクロスボーダーM&Aを全力で推進」が掲載されました。

引き続き各種媒体で情報発信しながら、弊 社グループー丸となってお客様に寄り添った

サービスの提供に努めてまいります!





### 最新の国際税務動向

# 一時帰国した従業員等に支払う給与 の源泉徴収漏れに注意!

長引くコロナ禍の影響により海外出向中の 従業員等が一時帰国し、海外子会社等に籍 を置いたまま日本からリモートワークにより業 務を行うケースが増加しています。このような 例で、出向元の日本親会社が一時帰国中の 従業員に対して給与を直接支給している場 合には、日本親会社に源泉徴収義務が生じ るため、注意が必要です。なお、源泉徴収漏 れの場合には本税に加えて不納付加算税が 課せられます。

海外赴任に関する給与の課税関係の実務では以前から誤りが発生しやすく、リモートワークには特に注意が必要です。たとえ海外赴任先の業務であっても国内で働いた分の給与は所得税の課税対象となります。

#### 海外赴任者の給与に関する日本の所得税の取扱い(※)

	現地払い給与	日本払い給与
帰国前 (現地勤務)	源泉徴収不要	源泉徴収不要
一時帰国から 1年未満	非居住者として確定申告 又は 租税条約により免税	非居住者として 源泉徴収
一時帰国から 1年以上	確定申告	居住者として 源泉徴収

- ※ 例外あり
- ※ 現地側の課税関係は各国の税務専門家にご確認下さい
- 一時帰国者の給与に係る源泉徴収漏れは、 1.4億円の追徴課税が報道された三菱電機 をはじめ他の企業でも確認されており、税務 当局も注視しています。海外赴任に関する課 税関係については十分な注意が必要です。